

フィジオ会員会則

第1条（名称と所在地）

株式会社フィジオが運営するトレーニングクラブ及びフィットネスクラブはフィジオ（以下、「本クラブ」といいます）と称します。

本クラブの本部所在地を福岡県博多区住吉 3-5-5 レジデンス住吉に置きます。

第2条（運営・管理）

本クラブの施設は株式会社フィジオ（以下、「会社」といいます）がその運営・管理にあたります。

第3条（目的）

本クラブは、会員（本会則第7条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が本クラブのサービスと機能を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第4条（会員制）

- 1) 本クラブは会員制とします。
- 2) 本クラブに入会される個人または法人は、本クラブが指定する入会申込書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
- 3) 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。
- 4) 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示します。
- 5) 本クラブは、会員の種類を設定、変更または廃止することがあります。

第5条（会員種類）

会員の種類は、個人会員及び法人会員とします。

第6条（会員資格条件）もしくは（入会資格）

- 1) 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たす方とします。
 1. 本会則及び諸規則を遵守する方。
 2. 本クラブが設定したコースごとに定められた年齢に該当する方。なお、未成年の場合、入会についてその親権者の同意のある方。
 3. 刺青（ファッションタトゥー含む）をされていない方。
 4. 過去に除名等の通告を受けていない方、本クラブを除名されたことがない方。ただし、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会を認めること

があります。

5. 妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方。
6. 医師等により運動を禁止されておらず、本クラブ利用に支障がないと申告された方。
7. 以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しない方。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
- ⑤ その他前各号に準ずるもの

8. 反社会的勢力等の関係者でない方。9. 反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供や裏取引を行っておらず、かつ、今後行う予定がないことを保証出来る方。

10. 反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証出来る方。

11. 本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した方以外の方。

2) 本クラブは、会員が本条に定める資格要件のすべてを満たしていないと判断した場合、取引またはサービスの利用を停止し、本クラブと会員との間の契約を解除することができます。

第7条（入会手続き）

1) 本クラブに入会を希望するものは、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得るとともに、会社が定める諸費用を払い込まなければなりません。

2) 前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、本クラブまたは会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予めご了承ください。なお、審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

3) 未成年の方が入会を希望する場合は、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとしします。

4) 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

5) 入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日（以下、「利用開始日」といいます）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第8条（各種届出内容変更手続き）

- 1) 会員は、入会申込書に記載した内容、その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2) 会員は、入会申込書に記載した内容、その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3) 会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた所定の書面により、期日までに手続きを完了していただく必要があります。
- 4) 前2項に定める各種届出をおこなうとき、電話・ファックス・メール等・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
- 5) 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第9条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。

第10条（諸費用）

- 1) 会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。
- 2) 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。
- 3) 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第11条（会員たる地位の相続及び譲渡）

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第12条（会員以外のサービスおよび施設利用）

本クラブが特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、施設を利用される当該会員以外の方にも本会則を適用します。

第13条（諸規則の厳守）

会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、

本クラブのスタッフおよびトレーナー（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。

第14条（利用の禁止）

本クラブは、以下の方のご利用を禁止し、以下の各号の一つに該当すると本クラブまたは会社が認めた場合には、施設のご利用はお断りいたします。

- 1) 本会則及び諸規則を遵守しない方。
- 2) 刺青（ファッションタトゥー含む）をされている方。
- 3) 過去に除名等の通告を受けた方、本クラブを除名された方。

なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、施設利用を認めることがあります。

- 4) 第6条記載の入会資格を満たさない方及び満たさなくなった方。
- 5) 一時的な筋肉のけいれんや、意識の喪失などの症状を有する方。
- 6) 本クラブの定める会費、諸費用を滞納されている方。
- 7) 本クラブまたは会社が不相当と認めた方。

第15条（利用の制限）

本クラブは、以下の方のご利用を制限し、以下の各号の一つに該当すると本クラブまたは会社が認めた場合には、施設のご利用をお断りいたします。

- 1) 医師等により運動や入浴を禁じられている方。
- 2) 妊娠中の方。
- 3) 伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- 4) 酒気を帯びている方。
- 5) 本クラブまたは会社が不相当と認めた方。

第16条（禁止事項）

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。

- 1) 他の会員を含む第三者（以下、「他の方」といいます）、施設スタッフ、本クラブ、又は会社を誹謗、中傷すること。
- 2) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブまたは会社の信用を毀損し、もしくは本クラブまたは会社の業務を妨害する行為。
- 3) 脅迫的な言動や暴力的な要求行為。
- 4) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力又は暴力類似行為。
- 5) 法的な責任を越えた不当な要求行為。

- 6) 大声、奇声を発する行為、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- 7) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- 8) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や落書きおよび造作、備え付け備品の持ち出し。
- 9) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為。
- 10) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 11) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 12) 他の方の施設利用を妨げる行為。
- 13) 刃物など危険物、動物の館内への持ち込み。
- 14) 施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコ含む）。
- 15) 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や指定場所以外での携帯電話の使用。
- 16) 所定場所以外での排泄行為。
- 17) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 18) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。
- 19) 本クラブ内の秩序を乱す行為。
- 20) その他、本クラブまたは会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第17条（会員資格の停止および除名）

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- 1) 本クラブの定める会費・諸費用を滞納し、本クラブが督促したにも関わらず、滞納から3ヶ月経過後も支払いがなされないとき（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）。
- 2) 本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- 3) 第6条の入会資格を満たさない又は満たさなくなったと本クラブ又は会社が判断した場合
- 5) 第16条をはじめとする本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- 4) 本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5) 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき。
- 6) 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
- 7) 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 8) その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。

第18条（会員資格の喪失）

会員は次の場合、その資格を失います。

- 1) 第8条により退会手続きが完了したとき。
- 2) 第17条により除名となったとき。
- 3) 死亡または法人の解散。
- 4) 本クラブの店舗の閉鎖。

第19条（会員の事故）または（損害賠償責任）

- 1) 本クラブ内および駐車場で発生した傷害・盗難、その他事故（マッサージや施術、飲食物に起因するものを含む。）については、会社側に故意または重過失が認められた場合（裁判所による認定に限る。）を除き、会社は一切の責任を負いません。
- 2) 会員が本クラブの諸施設を利用中、人的・物的事故（マッサージや施術、飲食物に起因するものを含む。）により会員が受けた損害に対し、会社側に故意または重過失が認められた場合（裁判所による認定に限る。）を除き、会社は一切の責任を負いません。
- 3) 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブ、会社または第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。
- 4) 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは、本クラブに故意または重過失が認められた場合（裁判所による認定に限る。）を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第20条（持込物に関する責任）

- 1) 本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
- 2) 本クラブは、故意または重過失が認められた場合（裁判所による認定に限る。）を除き、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
- 3) 本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。
 1. 現金及び有価証券
 2. その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物
 3. 建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類するもの
 4. 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末
 5. 運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの
 6. 預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード
 7. 動物
 8. テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具

9. 当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第21条（休会）

本クラブの一部の会員種別においては、休会制度があり、休会手続きについては、本クラブ又は会社の指定する方法により行うものとします。

第22条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日までに、本クラブ所定の書面により手続きを完了することにより、当月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。なお、会員は本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第23条（施設の休業および閉鎖）

1) 本クラブは、施設毎に定期休業日を設定することができます。

2) 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

1. 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
2. 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
3. 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
4. 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
5. その他、本クラブを営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

3) 前二項の場合であっても、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。加えて、既に受領済みの諸費用についての返還は行いません。さらに、本クラブ閉鎖に関わる特別の補償も行われることがないことを会員は予め了承しておくものとします。

4) 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知することに努めるものとします。

第24条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営シ

システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として 1 ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第 25 条（会則の改正）

原則として本クラブは 1 ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正ことができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 26 条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

第 27 条（法人会員契約に基づくフィジオ会員に関する附則）

自らが所属する法人、健康保険組合等と本クラブとの法人会員契約（以下「法人契約」）に基づく会員においては、別途定める法人契約により、本クラブの利用を認めます。

法人契約に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

第 6 条（入会資格）について、同条第 1 項各号の他、自らが所属する法人、健康保険組合等が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。

第 19 条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

第 99 条（その他）

本会則に定めない事項については本クラブがこれを定めるものとします。

株式会社フィジオ
2019 年 12 月 1 日改正